



# 福祉

## 受給者の方へ 児童扶養手当を振り込みます

児童扶養手当を3月11日(水)に指定された口座に振り込みます。記帳などで確認し、振り込みがない場合は、連絡してください。また、次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、地域福祉グループで手続きをしてください。

**問合せ先**  
いきいき地域福祉グループ  
☎ 52-19871

## 市障害者扶助料・ 市遺児手当受給者の方へ 手当を振り込みます

令和元年度後期(10月～3月)分の扶助料を3月31日(火)に振り込みます。記帳などで確認し、振り込みがない場合は、連絡してください。  
また、次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、各担当グループで手続きをしてください。

**問合せ先**  
【市障害者扶助料】  
いきいき介護障がいグループ  
【市遺児手当】  
いきいき地域福祉グループ  
☎ 52-19871

## 居宅介護支援券の利用期間は 3月31日(火)まで

紙おむつ・尿取りパッドなどの介護用品の購入や理美容サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス事業、シルバー人材センターの家事援助事業などに利用できる「居宅介護支援券」の利用期間は3月31日(火)までです。現在お持ちの支援券については3月中に使用してください。

**問合せ先**  
いきいき介護障がいグループ  
☎ 52-19871

## 障がいのある方へ タクシー料金を助成します

**対象**  
・身体障害者手帳1～3級の方  
・療育手帳A・B判定の方  
・精神障害者保健福祉手帳1～2級の方  
※自動車税種別割の減免または軽自動車税種別割の減免を受けている方は除く。

**助成額など** 基本料金とお迎え料金を原則として月2回(週あたりの通院回数に応じて変わります。)  
**申込方法** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、介護障がいグループで申請  
**申込期間** 3月25日(水)から随時  
**利用可能期間** 4月1日(水)～1年間  
※4月1日(水)より前の利用は不可

**問合せ先**  
いきいき介護障がいグループ  
☎ 52-19871

## 献血に協力してください

**とき** 3月18日(水) 午後1時30分～4時  
**ところ** 高浜市役所1階 多目的会議室

**対象年齢** 18歳以上  
**実施** 400mlのみの実施となります。

皆さんの協力をお願いします。  
**問合せ先**  
いきいき地域福祉グループ  
☎ 52-19871

# 医療

## 子ども医療費・ 母子家庭等医療費受給者証

子ども医療費受給者証または母子家庭等医療費受給者証を持っている家庭で、左記の対象者に該当する方は、3月31日(火)をもって受給資格が喪失になります。そのため、4月1日(水)以降医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。なお、現在使用している子ども医療費受給者証または母子家庭等医療費受給者証は、有効期間終了後に、困市民窓口グループまで返還してください。

**対象者**  
・子ども医療…今年度満15歳に到達する子  
・母子家庭等医療…今年度満18歳に到達する子、末子が今年度満18歳に到達する母または父  
**問合せ先**  
困市民窓口グループ(内線217)